

電波法及び放送法の一部を改正する法律案について

令和 7 年 3 月
総務省
総合通信基盤局
情報流通行政局

1. 新たな周波数割当方式の導入 (電波法)

- 6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を、価額競争（入札又は競りの方法により、最も高い価額を申し出た者を落札者として決定手続）により選定する制度を導入する。
- これにより得られる収入について、国の政策として、周波数のひっ迫状況や国際競争力強化等の観点から、6GHzを超える高い周波数帯のさらなる活用を促進するため、既存免許人の移行や共同利用のための改修等に充当できるようにする。

2. 無線局の免許状等のデジタル化 (電波法、放送法)

- 無線局の「紙の免許状」や基幹放送の「紙の認定証」を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入する。



- 国、独立行政法人、規模の大きい免許人（携帯電話事業者等）の免許等手続について、「書面による手続」を廃止し、「インターネットでの手続」を義務付ける（※）。

（※）ただし、システムの故障等によりインターネットでの手続ができない場合は、書面による手続も可能とする。

3. 電波利用料制度の見直し (電波法)

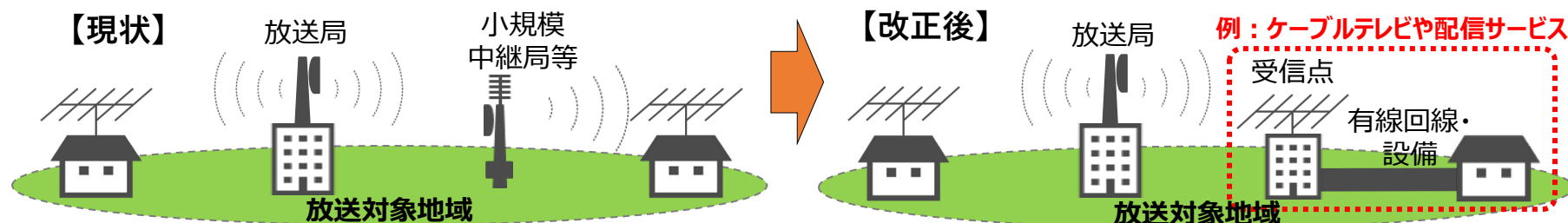
- 電波利用料制度は、電波法において少なくとも3年ごとに見直すこととされており、令和7年度が見直し時期。
- 電波利用共益事務の総費用（年間約750億円）や料額の算定方法の大枠は維持しつつ、最近の電波の利用状況を踏まえて具体的な料額を改定。
- 電波が逼迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、使途の見直しを実施。
 - ① 携帯電話基地局等の強靱化のための補助金の交付を可能とする。
 - ② 特定周波数変更対策業務（周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更工事に要する費用について給付金の支給等を行う業務）の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備）への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とする。

（②の想定例）

- 自動運転等の新たな需要に対応するために既存無線設備を変更又は有線設備に代替する場合
- 放送の中継局を廃止して有線設備に代替する場合（4. 参照）

4. 中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備 (放送法)

- 地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講じる努力義務を課す。



5. その他の改正事項 (電波法)

近年の電波の利用シーンの拡大等を踏まえた規定の整備を行う。

- ① 成層圏を飛行する物体（HAPS（※））やヘリコプター・ドローンに搭載される携帯電話基地局の実用化を踏まえ、携帯電話基地局等の開設場所について、現行の「陸上」に「成層圏以下の空域」を追加。

（※） High Altitude Platform Station

- ② 昨今、洋上風力発電等の水上の工作物が増加していることを踏まえ、重要無線通信（※）の保護のために指定可能な区域について、現行の「地上」に「水上」を追加。

（※） 電気通信業務、放送業務、人命・財産の保護又は治安維持、気象業務、電気供給業務、列車運行業務に関する無線通信

- ③ 条約（※）の改正に伴い、国際航海に従事する船舶への開設が義務付けられる無線局として、現行の「陸上」と通信するものに「人工衛星」と通信するもの（船舶地球局）を追加。

（※） 海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）